

酒精飲料中のメタノール含有量について

昭和60年1月31日

衛検第42号

各検疫所長宛

厚生省生活衛生局食品保健課検疫所業務管理室長通知

標記については、昭和29年7月15日付衛食第182号において酒精飲料1立方センチメートル中1ミリグラム以上メタノールを含むものは、食品衛生法第4条第2号に該当する有害な飲料とするとしているところであるが、これが判断基準設定の趣旨及び背景等を考慮し、当面この判断基準の適用は直接飲用に供することを目的とした酒精飲料に限定することとする。

したがって、直接飲用に供するものに比し摂取量の少ない製菓原料用等酒類にあつてはメタノール含量が0.1%（1立方センチメートル中1ミリグラム）以上（上限0.5%）であっても、製菓原料用等である旨の表示を付することを条件に輸入を認めることとする。

なお、原料用である旨の表示のないものであつてメタノールを0.1%以上含有する酒類は、法第4条第2項に該当するものとして措置をする旨輸入者等に周知されたい。